

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、『しがぎん』キャッシュカード規定の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、『しがぎん』キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される用語は、この特約において定義されるもののほかは、『しがぎん』キャッシュカード規定の定義にしたがいます。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入支払機（以下「自動機」といいます。）その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用する場合に提供されます。ただし、『しがぎん』キャッシュカード規定第1条に定める支払業務提携先、振込業務提携先のうち、一部の支払業務提携先、振込業務提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない自動機を設置している場合があります。この場合、当該自動機では『しがぎん』キャッシュカード規定第1条に定める範囲内で利用することができません。

3. (支払限度額)

当行は、当行および支払業務提携先、振込業務提携先の自動機を利用した支払における1日あたりの限度額および1ヵ月あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用することにより、『しがぎん』生体認証規定による本人確認を利用した支払である場合と、それ以外の支払である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

4. (代理人カード)

代理人カードは発行いたしません。

5. (ICキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い)

ICキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等により、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

7. (カードの有効期限)

- (1) ICキャッシュカードにはセキュリティ維持のため、有効期限を設定しております。有効期限はICキャッシュカード表面に記載されます。有効期間経過後は、当該ICキャッシュカードのご利用ができなくなります。
- (2)有効期限到来時には、有効期限を更新した新しいICキャッシュカードを送付します。新しいICキャッシュカードが到着しだい、お持ちのカードを当行へ返却いただくか、カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を裁断のうえ、廃棄してください。

8. (特約の改訂)

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)